

入札参加者の承継要件変更(個人事業者)について 及び 2件の工事を同一の現場代理人が兼任する場合の 要件の緩和について

令和3年4月19日

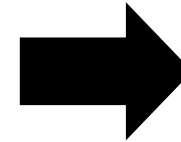
奈良県 県土マネジメント部

目 次

1. 入札参加資格の承継要件変更(個人事業者)について
2. 2件の工事を同一の現場代理人が兼任する場合の要件の緩和について

1. 承継人

改正前
配偶者又は2親等以内の 法定相続人



改正後
配偶者又は2親等以内の 親族

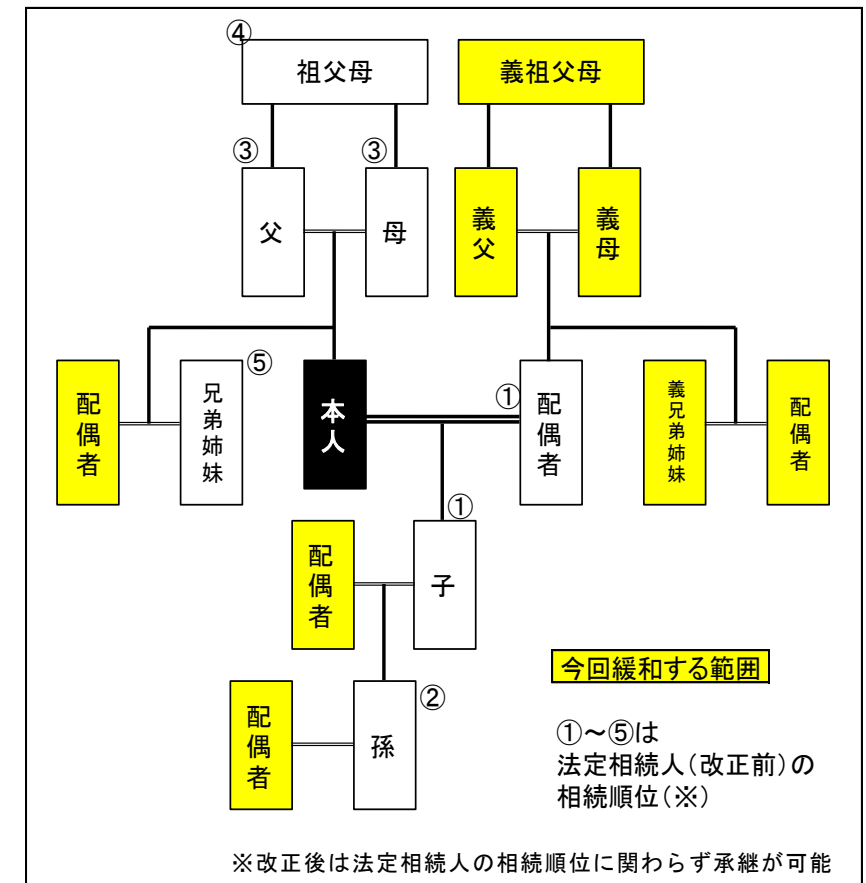
2. 承継理由

現状の「死亡・心身の故障」に「**老齢**」を加える。

3. 施行日

令和3年3月1日

(参考) 承継人の緩和の範囲



現行

奈良県発注の2件の工事で、以下の要件を満たす場合
ただし、双方の発注者が認めた場合に限る。

- ・ 2件とも3,500万円未満の工事で、一方又は双方が小規模維持修繕工事である場合

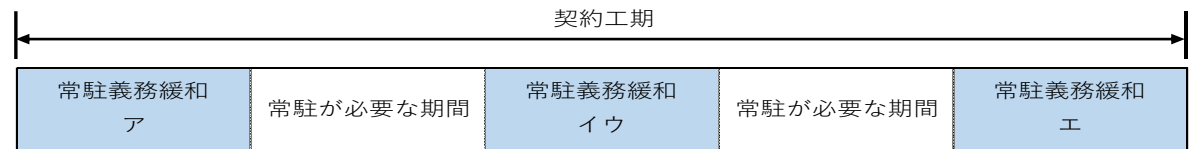
改正後 施行日 R3.3.1

奈良県発注の2件の工事で以下のいずれかの要件を満たす場合
ただし、一方の発注機関が兼任を認めないと判断する場合や
当該工事が低入札価格調査対象である場合を除く。

- ① 2件とも3,500万円未満の工事で、一方又は双方が小規模維持修繕工事である場合（従前どおり）
- ② 請負金額に関わらず、一方の工事で現場代理人の常駐義務が緩和されている期間（新規制定）

【参考】現場代理人の常駐義務の緩和とは

出典「H23.5.25「現場代理人の常駐に関する運用方針について」による



- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

【兼任緩和のイメージ】

区分	常駐義務の緩和期間 ア～エ	左記以外
3500万円以上	兼任できる	兼任できない
3500万円未満	兼任できる	一方又は双方が 小規模維持修繕工事 であれば兼任できる

②の要件

①の要件

(要件②のイメージ図)

